

見直し提案に基づく検討

1 審議事項

- 「人口減少・少子高齢社会における持続可能なまちづくり」の観点からの、社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しの検討
 - (1) めざす社会の具体化
 - (2) 自治の担い手の変化への対応
 - (3) 地域コミュニティの持続性確保に向けた支援
 - (4) 次世代（子ども・若者）への自治の継承

- 熊本市市民参画と協働の推進条例の見直し
 - (5) 人口減少・少子高齢社会への対応

2 条例の見直し検討

【自治基本条例】

(1) めざす社会の具体化

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・第1条（目的）に用いられている「個性豊かで活力に満ちた社会」という表現について補足を追記した方がよいのではないかと。
理由	・「個性豊かで活力に満ちた社会」は抽象的であり、その意味を市民にとって理解しやすくするため。

イ 該当する条文

（目的） 第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。
--

※逐条解説は別冊資料（1ページ）参照

ウ 検討内容

- ・「個性豊かで活力に満ちた社会」という文言をより具体的に規定することについて

エ 論点整理

- 一般的に、目的規定は、法令の**制定目的を簡潔に表現したもの**とされているため、具体的に書く分かりやすさと簡潔さのバランスの検討が必要かと思われます。
- 現行の逐条解説において、「目的は、本市の清らかな地下水に代表される恵まれた自然環境や歴史遺産や様々な息づく文化、九州の中央といった地理的条件など様々な熊本市の特性を生かした『個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図る』ということ」という具体的な記述がなされています。

オ 参考

(ア) 条文中の「日本国憲法に規定する地方自治の本旨」について

- 「地方自治の本旨」とは、日本国憲法第 92 条に規定されており、一般的に「団体自治」と「住民自治」の 2 つの要素で構成されると言われています。

団体自治	地方公共団体において、国の干渉を受けることなく、自主的に団体としての意思決定が行われ、かつ、その意思決定に基づいて、自主的に事務が処理されること。
住民自治	地方公共団体において、その団体としての意思決定が、住民の意思と責任に基づいて行われること。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する 6 都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における目的規定は以下のとおりです。

都市	条例の制定目的
熊本市	・本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ること。
札幌市	・本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、 市民自治によるまちづくりを実現すること。
川崎市	・本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、 市民自治を確立すること。
新潟市	・本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会及び市長等の役割及び責務を明らかに

	し、市政運営の諸原則を定めることにより 市民自治の確立を図ること 。
静岡市	・静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の執行機関の役割及び責務を定めることにより、 市民自治によるまちづくりを実現すること
北九州市	・地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、 市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治の確立に寄与すること

(2) 自治の担い手の変化への対応

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	<ul style="list-style-type: none">・第2条第2項の市民の定義において、地域活動の中核をなす「町内自治会」というワードを加えてもよいのではないか。・現行の条文においても「事業者」は「市民」に含まれているが、「事業者」に独立して新たに役割や責務を加えてもよいのではないか。
理由	<ul style="list-style-type: none">・市民の定義について、現行の「地域団体」や「市民活動団体」でも意味は通じるが、より具体的に示した方が自治会の役割や責任を分かりやすく説明することができるため。また、行政の支援もより自治会に注力することができるため。・地域コミュニティの担い手不足の中で、事業者の役割や企業の社会的責任は大きくなっているため。
その他意見	<ul style="list-style-type: none">・市民の定義に含まれている認識が十分に共有されていないと感じるため、「事業者」や「通勤・通学者」も地域づくりや自治に関わる主体として意識を広げる取組が必要である。・地域との関わりが希薄化し担い手の高齢化が進む中で、多様な市民や企業が参加できるよう、地域活動を仕事や企業活動と結びつけた新たな参加の仕組みが必要である。

イ 該当する条文

<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア 住民</p> <p>イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」）といいます。）(略)</p> <p>(9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。</p>

<p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。</p> <p>(1) 市政・まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。</p> <p>(2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。</p> <p>2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>

※逐条解説は別冊資料（1～2ページ）参照

ウ 検討内容

- ・市民の定義において、地域団体のうち町内自治会を個別に規定することについて
- ・条文中に事業者の役割を新たに規定することについて

エ 論点整理

- 事業者や地域団体としての町内自治会は、現行の条文においても「市民」の定義に含まれるとともに、市民の責務を果たすことが規定されています。
- 本市では小学校区単位でのまちづくりを推進しているところ、まちづくりにおける中心的な地域団体としては、校区単位を基本に町内自治会をはじめ社会福祉協議会、防犯協会、老人クラブなどで構成される校区自治協議会などもあります。地域団体のうち、町内自治会だけを個別に取り上げて条文中に明記することについては検討が必要かと思われます。
- 自治基本条例第2条第9号の逐条解説においては、「地域を基盤として、あるいは共通の関心によってつながった町内自治会等の地域団体や～」と、町内自治会が地域コミュニティ活動を行う地域組織の例示として記載されています。
- 事業者に対してどのような役割を求めるのか、また、企業の社会的責任を条例において規定することの必要性については、論点の1つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) 校区自治協議会の構成団体

まちづくり委員会	町内自治会	地域コミュニティ センター運営委員会	社会福祉協議会
青少年健全育成協議会	防犯協会	民生委員 児童委員協議会	老人クラブ
公民館	子ども会	P T A	女性の会 (地域婦人会)
公園愛護会	交通安全協会	体育協会	消防団分団

※当該小学校区内の町内自治会の8割以上の加入が必要

※上記15団体のうち、現に組織されている団体の3分の2以上の加入が必要

※まちづくり委員会及び地域コミュニティセンター運営委員会が組織されている場合は、どちらも加入が必要

[熊本市校区自治協議会に関する要綱]

(イ) 「企業の社会的責任」について

- ヨーロッパで発祥した CSR (Corporate Social Responsibility) と呼ばれる概念の和訳です。国際標準化機構 (ISO) が策定した、組織の社会的責任に関する国際規格 (ISO26000) においては、7つの中核主題の1つとして、地域社会との連携やコミュニティへの貢献といった「コミュニティへの参画と発展」を掲げています。

(ウ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 他政令指定都市の自治基本条例における「町内会」、「自治会」について明記した規定は以下のとおりです。

都市	「町内会」、「自治会」に関する規定
熊本市	・なし
札幌市	・まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。
川崎市	・なし
新潟市	・地域住民は、地域コミュニティ（地域コミュニティ協議会、自治会、町内会、特定非営利活動法人その他の地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。
静岡市	・なし
北九州市	・この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。（略） (3) コミュニティ…自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

- 自治基本条例のある政令指定都市6都市中3都市において、「町内会」や「自治会」という文言を条文中に明記しています。
- 特に新潟市では、地域住民の努力義務として、自治会が行う活動への参加又

は協力について規定しています。

- また、北九州市では、定義規定の「コミュニティ」の項目において、「自治会」について明記しています。
- 他政令指定都市の自治基本条例における「事業者」、「企業」について明記した規定は以下のとおりです。

都市	「事業者」、「企業」に関する規定
熊本市	<ul style="list-style-type: none">・市民 次のいずれかに該当するものをいいます。(略) ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）・事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。
札幌市	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。
川崎市	<ul style="list-style-type: none">・事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。
新潟市	<ul style="list-style-type: none">・なし
静岡市	<ul style="list-style-type: none">・なし
北九州市	<ul style="list-style-type: none">・事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

- 本市の自治基本条例では、事業活動が及ぼす地域社会への影響に対する配慮や社会との調和について規定しているのに対し、札幌市・川崎市・北九州市の3都市においては、努力義務として社会的責任の認識やめざす地域社会の実現への寄与について規定しています。

(3) 地域コミュニティの持続性確保に向けた行政の支援

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・第35条の区におけるまちづくりにおいて、市の職員は地域における多様な主体と「連携」するだけでなく「支援」することを明記すべき。
理由	・少子高齢社会においては、地域ではできないことが増加し、行政からの支援が必要であるため。

イ 該当する条文

（区におけるまちづくり）

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、**区の住民が主体的に取り組むよう努め**、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1) 地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2) 地域における課題を的確に把握すること。

(3) 地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4) **地域における多様な主体と連携すること。**

※逐条解説は別冊資料（2～3ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文中に区のみまちづくりへの行政の支援に関する記載を追加することについて

エ 論点整理

- 区におけるまちづくりについては、「**区の住民が主体的に取り組むよう努め**」ることが規定されているところ、**行政による支援と自主自立のみまちづくりとのバランス**は、論点の1つとなるかと思われます。

- **地域コミュニティ活動に対する行政の支援については、第32条に別途規定**されています。

（地域コミュニティ活動）

第32条（略）

3 **市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援**します。

オ 参考

(ア) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における地域コミュニティに対する行政の支援に関する規定は以下のとおりです。

都市	行政の組織体制についての規定
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・市長等は、市民による地域コミュニティ活動が推進されるよう支援します。
札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。 ・まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。 (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。 (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。 ・市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。(略) (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。(略) (2) 協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。 ・市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとし、この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

	<ul style="list-style-type: none">・前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。・区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。
--	--

○ 地域コミュニティに対する行政の支援に関する条文は、自治基本条例のある政令指定都市6 都市中5 都市で規定されています。

○ いずれも、市全体での支援のほか、区役所やまちづくりセンターが主体となつての支援について規定されています。

(イ) 熊本市における地域コミュニティ活動に対する取組

○ 市内17か所のまちづくりセンターにまちづくり支援専任の地域担当職員を配置し、地域と一緒に課題の解決に取り組んでいるほか、各区役所が主体となり、地域の特性を生かした区のまちづくり推進事業を実施しています。

○ 「くまもとアプリ」を通じて、地域活動やボランティア活動の参加者へのインセンティブとなるポイント制度を導入しています。

※これらの取組の詳細は、第1回委員会資料 P8～9 参照

(4) 次世代（子ども・若者）への自治の継承

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・第 28 条について、「子ども」の表現を「こども」とするとともに、取組の具体例として「教育等」を追加した方がよい。
理由	・こども基本法の表現に合わせるため。また、自治の活性化のためには、学校と地域と連携して教育することも重要だと感じるため。
その他意見	・第 28 条の規定を実効性のあるものとするため、学校教育だけでなく、子どもと地域の企業や事業所が連携する取組を充実させる必要がある。

イ 該当する条文

（青少年・子どもの参画）

第 28 条 市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（18 歳未満の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。

※逐条解説は別冊資料 1（4 ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文中の「子ども」という記載を、こども基本法の表現に合わせて「こども」と変更することについて
- ・青少年・子どもの参画を推進するための環境づくりについて、条文中に「教育等」などの具体例を追加することについて

エ 論点整理

- 自治基本条例における「青少年・子ども」は、選挙権や地方自治法上の直接請求権等の権利を有しない「18 歳未満の市民」と定義されています。一方で、こども基本法における「こども」は、「心身の発達の過程にある者」と年齢で区切っておらず、対象とする範囲が異なっていることから、表現を揃える必要性について検討が必要と思われる。
- 自治基本条例において「参画」は、「施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加すること」と定義されています。市民参画の推進にあたっては、情報を共有しながら意見を事業・施策に反映させることが重要であるところ、青少年・子どもの参画を推進するための取組の具体例として、「教育等」がふさわしいのかは論点の 1 つとなるかと思われます。

オ 参考

(ア) 「こども基本法」について

- こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。

- この法律では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて規定されています。

(基本理念)

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。(略)

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 「熊本市こども計画2025」について

- 本市では、「こどもが輝き、若者が希望を抱くまち」の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針や重要事項等を示すことを目的として、令和7年3月に「熊本市こども計画2025」を策定しました。

- 当該計画では、「こどもの意見表明」を重点取組の1つとして掲げており、こどもや子育て当事者等の意見を市政や学校運営に反映していくことを示しています。

(ウ) 本市の子どもの意見反映に関する主な取組について

- 「熊本市こども計画2025」策定にあたり、こども、若者、子育て当事者の意見を本計画へ反映させるため、市長と意見交換を行う「こども・子育て版 市長とドンドン語ろう！」を実施しました。

- 令和3年度から全ての小中高等学校で、こども、保護者、教職員の意見を反映した「校則・生徒指導のあり方の見直し」を行っています。

(I) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例における子どもや若者に関する規定は以下のとおりです。

都市	子どもや若者に関する規定
熊本市	・市民、市議会及び市長等は、青少年・子ども（18歳未満の市民をいいます。）が有する市政・まちづくりに参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます。
札幌市	・市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。
川崎市	・なし
新潟市	・なし
静岡市	・なし
北九州市	・子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。 ・子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

- 子どもや若者に関する条文の記載については、自治基本条例のある政令指定都市6都市中3都市に規定されており、いずれの都市においても、条文では「子ども」という表現となっています。

【市民参画と協働の推進条例】

(5) 人口減少・少子高齢社会への対応

ア 委員からの見直し提案内容（要約）

提案内容	・「校区」という表現については、「校区（地区）」や「地区」、「地域」などの表現への見直しが必要であると思う。
理由	・「校区」の範囲は、学校の統廃合の影響を受けるため。

イ 該当する条文

(合意形成) 第21条 市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

※逐条解説は別冊資料1（3～4ページ）参照

ウ 検討内容

- ・条文の「小学校区等」という記載を変更することについて

エ 論点整理

- 現行の条文の「小学校区等」という表現においても、「等」のなかに統廃合後の旧小学校区を含んでいるものと解されます。

オ 参考

(ア) 本市における昨今の小学校統廃合の状況について

- 西区の松尾東、松尾西、松尾北小学校が平成29年3月に閉校となり、小島小学校へ統合されました。
- 南区の中緑小学校、銭塘小学校、奥古閑小学校、川口小学校の4小学校と天明中学校を統合し、令和9年4月に新たに中高一貫の義務教育学校として「天明みらい学園」が開校予定です。

(イ) 他政令指定都市の状況 ※自治基本条例を施行する6都市を対象

- 参考として、他政令指定都市の自治基本条例（熊本市は市民参画と協働の推進条例）における「校区」に関する規定は以下のとおりです。

都市	「多文化共生」と関連があると考えられる規定
熊本市	・市民及び市長等は、それぞれの区の区域及び小学校区等の身近な地域並びに環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むものとする。

札幌市	・なし
川崎市	・なし
新潟市	・なし
静岡市	・なし
北九州市	・なし

- 他指定都市において、自治基本条例に「校区」という文言を明記した都市はありませんでした。

3 その他の意見

- ・条例の見直しが必要であるとする提案ではありませんでしたが、参考とすべき事項として以下のような意見がございました。

1	市民参画の手法の検討について
	自治基本条例の見直しにあたっての市民アンケートは、市ホームページ、熊本市公式 LINE 及びくまもとアプリでの周知であったが、もっと幅広い周知手法を検討するのもよいと感じた。
2	地域コミュニティセンターの予約システムについて
	地域コミュニティセンターのインターネット予約受付開始にあたり、運用で混乱が生じている。地域コミュニティセンターは地域活動の中心となる施設であるため、ネットでの早い者勝ちという運用は避けてほしい。
3	参画・協働の実効性の確保について
	ワークショップに参加して意見や提案をしても、担当課まで意見がきちんと届いていないことがある。
4	地域団体に対する補助の一元化について
	地域コミュニティ活動の推進にあたり、担い手不足の地域については、個別の運営補助ではなく、総合的に校区自治協議会に対する一元的な支援としてほしい。
5	行政の組織体制について
	第 16 条に組織間の連携を図ることが規定されているが、現状は縦割りの弊害があると感じる。